

平成 26 年度税制改正に関する要望について

日本貿易会では、経理委員会において、傘下の税務コミッティにて検討のうえ、重要要望の 15 項目と一般要望の 53 項目の合計 68 項目からなる表記要望をとりまとめた。

政府・日銀による諸施策の効果もあり、わが国経済に明るい兆しが見え始めている中、更なる民間経済活動の活性化、企業の国際競争力の強化を図る観点から、本要望はでは、法人実効税率の引下げを中心とする法人税の見直しと、企業活動のグローバル化を踏まえた国際的二重課税排除の強化を優先課題として位置付けている。本要望は、9 月 18 日開催の常任理事会における審議・承認を経て、政府・与党に提出した。

平成 26 年度税制改正に関する要望

平成 25 年 9 月 18 日
一般社団法人 日本貿易会

政府・日銀による脱デフレに向けた諸施策の効果もあって、行き過ぎた円高の是正、株価の上昇など、わが国経済に明るい兆しが見え始めている。一方、電力の供給制約や料金値上げの影響、欧州債務危機の行方、新興国経済の減速など、景気の下押しリスクが存在しており、依然として予断は許されない状況にある。また、わが国国内における企業立地を負の効果を及ぼしてきた「6 重苦」のうち「行き過ぎた円高」、「経済連携協定の遅れ」については改善がみられるものの、世界最高水準にある法人実効税率、エネルギー制約の問題等は残されたままである。

6 月には、「日本産業再興」、「戦略市場創造」、「国際展開」を柱とする「成長戦略」が公表され日本経済を再生し、成長軌道に乗せる道筋が示された。「成長戦略」では「産業競争力強化の鍵を握るのはあくまでも民間である」ことが明確に認識されているが、政府には、税制をはじめとする、民間経済活動の活性化に資する諸施策を積極、果敢に実行に移していくことを求めたい。

具体的には、経済成長の原動力である企業の国際競争力の確保を図ると同時に、外資の呼び込みにも資する課税ベースの拡大を伴わない法人実効税率の更なる引下げ等、経済成長の原動力である企業の国際競争力の確保を図ると同時に、税制基盤を整備すると共に、雇用の確保、国民生活基盤の安定を図っていくことが求められる。

また、成長戦略の柱の 1 つである「日本産業再興」においては、連結納税制度やパススルー税制の見直しを図り、企業の組織再編を後押しすることによって産業の新陳代謝を促し我が国産業の国際競争力の維持、強化に繋げていくことが求められる。

「国際展開」においては経済のグローバル化に即した国際課税制度の見直しが不可欠である。わが国企業が国際競争に打ち勝ち、海外で獲得した利益を日本に還流し、新たな企業の成長資金とすることは日本経済の活性化に寄与し、また中長期的な安定した持続力の

ある経済成長への貢献に繋がるものである。近年の著しいグローバル化の進展、深化によってクロスボーダーで展開される企業活動は増加の一途を辿っており、またわが国企業による国際的 M&A も増加している。こうした状況に伴い、わが国企業の海外におけるオペレーションも一段と複雑化、深化しており、国際課税制度がこうした構造変化に対応することの必要性は一段と高まっている。企業のグローバル活動を進める上で、税制が障害となり足枷とならないよう、国際的二重課税排除のための国際課税制度の見直しを要望する。また、企業の海外進出の増加に伴い、グローバルビジネスが生み出す所得の関係国間配分問題が一層錯綜してきている。進出先国における不当な課税については、民間だけで解決することは難しく、官民協力しての積極的な取り組みが重要である。

以上の点を踏まえ、日本貿易会としては、政策的な恩典を求めるのではなく、法人実効税率の引下げを中心とする法人税の見直し、国際的二重課税排除の強化を優先課題として位置付けるとともに、税制の公平・中立・簡素の実現の観点から以下の項目について税制改正を要望する。また、企業の国際競争力の向上が日本経済への貢献に繋がると確信し、法人実効税率の引下げ、地方法人課税の抜本的見直し、連結納税制度の見直し、組織再編税制と外国子会社合算税制の取扱いの見直し、国内外の投資先からの受取配当金に対する益金不算制度の見直しによる二重課税排除の強化、等を重点要望として位置付けるものとする。

なお、本年7月に OECD より税源浸食と利益移転 (BEPS) に関する行動計画が発表され、今後各国は国際的ルールに則った税制の制定と執行に向けた取り組みを行って行くことが合意されている。本 BEPS プロジェクトは、各国の税制改正に大きな影響を及ぼすものであることから、今後、各アクションプランの詳細を検討していく過程において、さらにはこれに伴うわが国の制度改正および執行については、企業の実態・実情を踏まえ、納税者の理解・納得を得ながら進めていただきたい。

重点要望項目

1. 法人実効税率の引下げ

- (1) アジア諸国や OECD 諸国に比べて極めて高い水準にある法人実効税率を引き下げること また、法人実効税率の引下げに伴う財源措置として課税ベースの拡大とならないこと
- (2) 欠損金の失効により企業の負担税率が実質的に法定実効税率を上回ることとなるため、既存の欠損金を含め欠損金の繰越期間を OECD 諸国並みに 20 年に延長もしくは期限を定めず繰越可能とすること

- (1) わが国の地方税を含めた法人実効税率は欧州主要国や、アジア諸国に比べて極めて高い水準に位置していると言える（参考資料 1）。
今後も激しさを増すグローバル競争に打ち勝つには、わが国企業の国際展開に於ける競争力を更に向上させ、また内外からの投資を促進し国内雇用を維持・増加させることが求められ、それらが日本経済の活力に繋がることから、更なる法人実効税率の引下げを要望する。また、引下げに当たっては、その効果を減殺せぬよう本来の趣旨に鑑み、課税ベースの拡大とならないことを要望する。
- (2) 繰越期間を過ぎた欠損金は相殺される欠損金として使用できないため、継続企業を前提として通期の所得計算を行う場合には、失効した欠損金相当額の税率相当分は税負担の増加となる。これにより、欠損金発生以降の通算の企業の税負担は、未だ高い水準にある法定実効税率を上回る状態となる。また、イギリス、フランス、ドイツ等、欠損金の繰越制限が無い国も多く、国際競争力の観点からも繰越期間の延長を要望する。
また、欠損金の繰戻還付についても全ての企業、事業年度を対象とするとともに、期間の延長を要望する。

2. 地方法人課税の廃止及び法人税（国税）への統合

法人実効税率の引下げ及び税務申告の大幅な簡略化の為、地方税における法人課税（住民税、事業税及び地方法人特別税）を廃止し、これらを法人税（国税）に統合/一本化すること（地方の財源は国税からの交付金にて調整） これに伴い、連結納税制度・外国税額控除制度等に係る国税と地方税の取扱いの差異を完全に解消すること

法人の所得に対する課税を国が一元的に管理することにより、今後の国際競争力強化等の成長戦略の視点に沿った税制度の改革（法人税率の引下げを含む）に迅速に対応することが可能となり、また国からの交付金を地方の財源とすることにより、地域間の税源偏在の是正にも寄与する。また企業にとっては連結納税制度や外国税額控除制度等、法人税とは異なる地方税特有の所得計算・申告作業について大幅な簡素化が期待できる。

3. 連結納税制度

- (1) 連結納税グループ開始・加入時の資産の時価評価課税（特に営業権に関して）を廃止すること
- (2) 連結納税適用開始前・加入前に子法人で発生した欠損金については全て特定連結欠損金として持込みを可能にすること

- (1) 国内 100%子会社の買収案件において、連結納税適用会社の場合は買収対象会社において時価評価課税が生じることとなり、競合他社との競争上不利な状況に置かれている。特に買収対象会社の営業権については、時価評価により多大な課税が生じる懸念があり、M&A の実行において大きな障害となっている。資産の時価評価課税の趣旨は、資産の含み損益を単体課税において精算し、連結グループに持ち込むことを防止するものであるが、営業権については、連結グループ加入後直ちにその含み益を実現することは通常不可能であり、また将来の収益力に起因する営業権に対して入口で課税を行うことは不合理であることから、営業権を時価評価課税の対象外とすることを要望する。
- (2) 平成 22 年度税制改正において、一定の子会社欠損金の持込みが可能となったが、対象となる取引は極めて限定されている。国内 100%子会社の買収案件において、連結納税適用会社は買収対象会社の繰越欠損金が消滅することとなる為、競合他社との競争上不利な状況となっていることから、通常の株式買収の場合であっても、加入した当該法人の所得とのみ相殺できる特定連結欠損金として持ち込むことが可能となるよう、持込み制限緩和を要望する。連結グループ全体の所得との相殺はできないことから、持込み制限の本来の趣旨が損なわれることはない。

4. 国際課税制度

① 外国子会社合算税制の見直し

- (1) 軽課税国の判定基準を復興特別法人税を除いた実効税率 36%の半分の 18%とする
- (2) 完全支配関係を有する特定外国子会社から内国法人に対して行った現物分配により生じた現地法令上非課税となる譲渡益について、措令 39 条の 14 における租税負担割合の計算上、「本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額（非課税所得）」の範囲から除外すること
- (3) 本邦法令方式による課税対象金額の計算上、完全支配関係を有する特定外国子会社から内国法人への現物分配について、現物分配法人において現物分配に伴う譲渡益を課税対象金額から除外とすること
- (4) 海外での買収案件では事業スキーム整理のため組織再編をおこなう場合が想定されるため、株式取得後に予定される組織再編等が終了するまで、合算課税の猶予を認めること。これが実現されない場合は、買収を実施した翌事業年度からの合算開始とすること
- (5) 資産性所得の部分適用対象金額の算定において、株式保有割合 10%未満の株式等に該当するかの判定は、株式を保有する特定外国子会社等の単位ではなく、グループ全体を合計した持分割合で行うこと

- (1) 平成 22 年度税制改正に於いて軽課税国の判定基準（租税負担割合）が 25%から 20%に引き下げられたものの、タイや英国といった国々が法人税率の引下げ（引下げ後法人税率：20%）が実施ないし予定されており、現行の租税特別措置法施行令第 39 条の 14 の定義に順ずると、タイや英国で営業活動を行っている子会社等が特定外国子会社等に分類されることになる。

本税制の本来の趣旨は、内国法人が税負担の著しく低い国・地域に子会社等を設立し、その外国子会社が本邦法人課税に比して税負担を不当に軽減・回避することを防止する目的で創設されたものであり、本税制の趣旨を鑑みるとタイや英国と言った国々が軽課税国として認定されるのは企業活動上、実態に即していないと考える。

特定外国子会社等の判定の租税負担割合については、平成 4 年税制改正において軽課税国指定が廃止され、その本店所在地の税負担割合により判定されることになった。本制度の沿革を顧みると、わが国法人税負担のおよそ半分を目安に対象国・地域を指定していたこともあり、平成 23 年度税制改正により引き下げられた法人税率（実効税率約 36%）に対して従来からの制度設立趣旨と平仄を取りつつ、租税負担割合判定基準を 18%として要望する。

- (2)(3) 多国籍企業群を買収する場合、適正な資本関係の構築、買収後のシナジー効果、ガバナンス強化等の観点から、買収後組織再編等を実施する場合がある。資本階層の整理には株式の現物分配の利用が考えられるが、現物分配により現地法令上、意図せぬ非課税所得が生じることにより、外国子会社合算税制の対象となることが懸念されることから再編を断念し、買収の目的を十分に達成できないケースがある。

完全支配関係を有する特定外国子会社から内国法人への現物分配であれば、本邦の課税権が及ぶ範囲に変化はないことから、外国子会社合算課税の対象とならないよう、租税負担割合の計算に含まれないよう手当頂きたい。また同様に、現物分配法人において現物分配に伴う譲渡益が発生した場合には、当該譲渡益を課税対象金額から除外することを要望する。

- (4) 上述(2)(3)同様、多国籍企業買収に際しては買収後に最適組織形態組成を目的として、組織再編を行うケースがある。組織再編実行から完了までの間には、現地法制度・税制等の確認手続きを含めるとかなりの時間を要する（1 年超）ケースがあるため、買収の一連の組織再編が完了するまでは合算課税の適用開始を猶予可能とすることを要望する。

- (5) 資産性所得に対する合算課税は、適用除外基準を満たす特定外国子会社等に資産運用的な所得を付け替えるような租税回避行為を防止するものである。現在のグローバル企業のグループ経営の実態においては、企業戦略上、本邦法人と外国子会社において株式等の資産を持ち合いとしているケースがあるが、当該外国子会社が軽課税国に存在している場合、適用除外要件を満たしたとしても現行法制度上では資産性所得を認識せざるを得ないケースがある。現在のグループ経営の実態を鑑み、資産性所得の部分適用対象金額の算定における株式保有割合はグループ全体を合計した持分割合とすることを要望する。

② 外国税額控除制度の見直し

- (1) 国外所得の一括限度方式を堅持すると共に、全世界所得の90%というシーリングを撤廃すること
- (2) 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を3年から9年に延長すること

- (1) 90%のシーリングが存在することで国外所得に関しての二重課税が発生している現状
下、当該シーリングの撤廃を要望する。
- (2) 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越は内外における課税時期のズレを調整するもの
であるため、本来期限を付す必要は無いが、欠損金の繰越期間が9年であることから、
少なくともこれと合わせ9年とするのが妥当であるため、繰越期間の延長を要望する。

5. 法人税における個別項目の見直し

① 国内受取配当金の益金不算入制度の見直し及び事務負担軽減

全ての国内株式に於いて二重課税の排除の観点から益金不算入割合を100%に引き上げる
こと。これが実現されない場合には、益金不算入制度の見直しを行い、持分を問わず国内
法人（連結納税子法人除く）からの配当について95%を益金不算入とすること

同一所得に対する二重課税の排除という制度本来の趣旨を鑑み、現行制度における負債
利子控除の撤廃を要望する。また、負債利子控除計算においては実務上の負担が大きいた
め、前段の要望が認められない場合には事務簡素化の観点から連結納税子法人を除く国内
法人からの受取配当金の95%を益金不算入とすることを要望する

② 組織再編税制に於ける適格要件の明確化

外国子会社の所在地国内の組織再編成につき、我が国における組織再編成に該当・類似す
るかどうかの判断基準及び組織再編成に該当・類似する場合に本邦法令上の適格要件を準
用することを法令上明確にすること。また、外国間でのクロスボーダー組織再編成につい
ても同様の措置をとること

企業活動のグローバル化の深化においては、適正な資本関係の構築すなわち外国子会社
の所在地国内及び国と国とを跨り実施される組織再編が必要不可欠であるが、我が国税制
においては、かかる組織再編が我が国における組織再編と同一の取引あるかどうかの判断
基準や、またその場合の課税関係について必ずしも明確となっておらず、我が国と異なる
海外の制度化で行われる組織再編の本邦税務上の取扱いについて判断に窮することが少な
くない。国際競争力の視点からも、クロスボーダー組織再編を円滑に行い、また、課税関
係の予見可能性を高めることは急務であり、法令において明確化を図ることを要望する。

6. 消費税関連

現物出資、株式交換・移転に係る消費税法上の課税標準額の取扱いにつき、法人税法における譲渡価格と同様とするもしくは不課税とすること

法人税法上は適格現物出資を行った場合、現物出資法人は適格現物出資直前の帳簿価格により現物出資対象資産の譲渡をしたものとして取り扱われる。また、株式交換親法人又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がされない株式交換・移転が行われた場合、株式交換・移転完全子法人の旧株主は、株式交換直前の帳簿価格を対価とした譲渡が行われたものとして取り扱われる。一方、消費税法上現物出資における課税標準額は、当該出資により取得する株式の取得時の価額とされ、また株式交換・移転に係る課税標準額については明確な規定はないものの、法人税法上の規定を準用する規定もなく、対価となる株式の時価となると考えられる。

企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、消費税法上の取扱を法人税法上の取扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価格とすべきである。また、株式交換・移転については、少数株主の意思にかかわらず発生してしまう組織再編行為であることに鑑み、不課税取引とすることを要望する。

<一般要望項目>

国際課税制度

1. 外国子会社合算税制の見直し

- (1) 特定課税対象金額を有する法人の株式譲渡を行い譲渡益が生じた場合、当該法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額については、投資簿価を修正することで非課税とし、二重課税を排除すること
- (2) 適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除を認めること
- (3) 特定外国子会社の合算課税適用前に内国法人に対する配当があった場合、当該配当が二重課税となることから二重課税を排除すること
(例：3月期決算の内国法人が3月期決算の特定外国子会社から中間配当を受け取る場合)
- (4) 特定外国子会社等の解散後の債務免除益が合算の対象とならぬよう、基準所得金額の計算上、内国法人の所得計算と同様、法人税法第59条第3項に規定されている期限切れ欠損金の損金算入を認めること
- (5) 基準所得金額から控除する特定外国子会社等の法人所得税額を、合算課税対象事業年度において納付することとなる額ではなく、合算課税事業年度の特定外国子会社等の所得に対応した納付が見込まれる額とする方法に変更すること もしくは、合算課税対象事業年度の特定外国子会社等の所得に対応した法人所得税の納付が確定した事業年度に基準所得金額がない場合には繰越欠損金として翌事業年度に引き継ぐことを可能にすること
- (6) 合算課税の対象となる孫会社（特定外国子会社等）から子会社を通じて配当を受ける場合の二重課税の調整に関し、年度制限を撤廃すること。また曾孫会社（特定外国子会社等）以下にも適用があることを明確にすること
- (7) 外国上場会社が株主となっている会社について外国関係会社の判定（内国法人50%超）を行う際に、当該外国上場会社の株主に含まれる内国法人及び居住者の比率が10%以下である場合は、当該内国法人及び居住者の保有割合はないものとする
- (8) 外国関係会社の判定（内国法人50%超）を行う際に、当該外国関連会社の株主からの開示情報（外国上場会社の場合には有価証券報告書等）からその株主に内国法人及び居住者が含まれることが把握できない場合には、当該内国法人及び居住者の保有割合は、内国法人の保有割合に含めないものとする
- (9) 特定外国子会社等である孫会社の特定課税対象金額を子会社経由で配当する際の子会社所在地国課税との二重課税を排除すること
- (10) 特定課税対象金額がある法人が適格合併により他の法人に吸収合併された場合、当該被合併法人にかかる特定課税対象金額の合併法人への引継ぎを認め、被合併法人の特定課税対象金額に対する二重課税を排除すること
- (11) 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に係る添付書類の省略を認めること

- (12) 特定外国子会社からの配当にかかる源泉税を「損金算入」から「直接外税控除と損金算入の選択」に変更すること
- (13) 統括会社について、要件を緩和し、2以上の内国法人（パートナーとの共同出資）による100%保有の統括会社を認めること
- (14) 統括会社（事業持株会社）の保有する被統括会社株式の簿価50%超要件について、時価が株式全体の簿価の50%超である場合を認めること
- (15) 資産性所得課税におけるデミニマス基準について、現行では「資産性所得額1,000万円以下 or 税引前利益の5%以下」として設定されているが、当該基準の引上げを要望する（例：資産性所得額1億円以下もしくは税引前利益の10%など）
- (16) 措令39条の14における租税負担割合の計算上、特定外国子会社等の所在地国の税制における取扱いとの関係で非課税所得の範囲が不明確であることから、より一層の明確化を図ること

本税制は、内国法人が税負担の著しく低い国・地域に子会社等を設立し、その外国子会社が本邦法人課税に比して税負担を不当に軽減・回避することを防止する目的で創設された制度であり、税が軽減された所得に対し内国法人の所得と同様の税負担を課すものである。しかしながら、以下事象等において制度的な矛盾、疑問点があることから、上記項目を要望する。

- ・投資ストラクチャーや配当政策、資金管理等の経済実態が十分に考慮されておらず、同一所得に対して二重課税が発生している点もしくは合算課税が適切でない点
- ・各事業年度の租税負担割合にて対象となった限定的な会計期間を合算対象とするため、合算対象期間外で生じた欠損が十分に加味されておらず、継続企業を前提とした取扱いとなっていない点
- ・内国法人の所得計算と平仄が取れていない点
- ・合算課税後に課された外国税額に関する二重課税が十分に排除されていない点 等々

2. 組織再編

適格現物出資の判定において国外資産となる範囲に含まれる25%以上保有の外国株式について、その保有比率の判定を国内・海外子会社を含むグループベースで行うこと

外国法人に対する現物出資の適格要件として、国内財産を現物出資するものでないことが定められており、持株割合25%以上の外国法人株式は国内財産の定義から除かれている。この持株割合は現物出資法人単体で判定されることとなるが、グローバル企業のグループ経営の実態に鑑み、保有比率の判定は国内外のグループ会社の合計保有割合とすることを要望する。

3. 外国税額控除制度の見直し

- (1) 租税条約締結国等において相手国等の税法に従い適正に外国法人税が課され、かつ本邦でも課税される性質の所得（Capital Gain 等）は国外所得に該当する規定を導入すること
- (2) 連結納税下における直接税額控除枠の連結納税グループ内配賦方法を現行の国外所得按分による方法からより合理的な外国税額按分による方法に改善すること

平成23年度税制改正において租税条約締結国にて租税を課することができる所得のうち、その条約締結国で外国法人税が課されるものについては国外所得に該当することが明記された。これにより当該所得は外国税額控除の対象となり、二重課税が排除された。しかしながら租税条約未締結国において同様の事態が発生した場合、当該所得は国外所得と認められないことから、外国税額控除の対象とならず、未だに二重課税が発生している状況である。二重課税の排除を目的として、租税条約未締結国についても租税条約締結国の取扱いと同様の措置を取ることを要望する。

また、連結納税制度下では、連結グループをまとめて一法人のように捉えて控除限度額（控除枠）を算定し、連結納税グループ全体の国外所得に占める各社の国外所得の割合で控除枠を按分することとされているが、連結納税グループ内の各社で国外所得の金額に偏りがあると、控除枠を使い切れない法人、控除枠が足りない法人が出てくることになる。連結納税グループを一納税主体として捉えるのであれば、グループ内で控除枠の不均衡が起る現行按分方法を改善し、負担外国税額等の割合等のより公平な控除枠按分方法を要望する。

4. 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

- (1) 特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資については、持分保有要件を廃止すること
- (2) 特定資源以外の益金不算入制度の対象となる持分保有要件を 25%以上から 15%以上に引き下げること
- (3) 益金不算入対象となる配当にかかる源泉税の書類保存要件を廃止すること
（外国税額控除の対象外であり、かつ損金不算入とされているため）

資源の乏しいわが国にとって、国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要であり、天然資源確保のための投資は必要不可欠なものである。一方、天然資源の権益を取得する為の投資金額は巨額であり、持分あるいは権益の 25%以上を取得することは困難を伴う。本邦への安定した資源供給の観点から、特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資については持分保有要件を廃止し、海外配当益金不算入制度の対象とすること、また、特定資源以外に関する海外投資に関しても、二重課税の排除という制度本来の趣旨に照らし持分保有要件の引下げを要望する。

また、益金不算入制度下における配当にかかる源泉税については外国税額控除対象外かつ損金不算入であることから、事務効率化の観点から書類の保存要件の廃止を要望する。

5. 移転価格税制の見直し

- (1) 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすること また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすること
- (2) 無形資産の取扱いについては、予見可能性が確保され、且つ国際的なルールとも整合性をとった上で法令レベルで規定すること また、OECD 移転価格ガイドラインの改正にて既に規定された第9章（事業再編）や、今後の更なるガイドライン改訂作業に対応するための国内制度改正、執行についても、納税者の理解や納得を得ながら進めること
- (3) 国外関連者への寄附金に対する課税については、贈与の意図が契約上明白なものに限定し、原則は移転価格税制を適用すること
- (4) 「特定事実」が存在することによる実質支配基準で国外関連者と判定する際は、税務当局側に挙証責任があることを明文化すること

移転価格税制は、企業の海外活動への影響が極めて大きい税制であり、特に昨今の課税は商社のように海外で事業を行っている企業の海外展開を大きく制約し、今後の活動に支障を来す可能性も否定できない。特に無形資産と役務提供取引の取扱いについては、他国との整合性を欠いており執行機関の裁量範囲が大きい制度となっていることから、企業にとりどのような場合が移転価格税制に該当するのかという予見可能性が確保されていない。国外関連者への寄附金課税との線引きを明確にしつつ、移転価格税制の整備を図って頂きたい、上記の項目について要望する。

6. 二国間租税条約の締結及び改訂促進

- (1) 内国法人が海外にて事業活動を行う際に直面する課税問題（※）に対し、租税条約で当該課税リスクを回避もしくは軽減できるように既存の租税条約の見直し、対応的調整の実施規定や仲裁規定が締結されていない条約についてはこれらの規定を締結し、課税問題解決に取り組むこと
(※) 例
 - ①譲渡所得（例：株式譲渡益）に係る源泉地国課税問題
 - ②恒久的施設に関する諸問題（コンサル PE の範囲、在庫保有引渡代理人、注文取得代理人等）
 - ③投資所得（利子、配当等）に対する源泉徴収課税問題
- (2) 租税条約未締結国との条約締結を強く推進すると共に、対応的調整の実施規定や仲裁規定を盛り込むことにより課税問題が発生した場合に解決できる枠組みも整備すること
- (3) 租税条約の締結相手国に於いて顕在化している係争事案、及び顕在化が懸念される事案について、その解決に向けて官民でより積極的な取組みを推進すること

現在、わが国の租税条約ネットワークは 68 ヶ国・地域（平成 25 年 7 月末）を数えるが、100 ヶ国以上に及んでいるイギリス、フランス等に比べるとなお後れをとっていると言わざるを得ない。租税条約は国際的な事業活動のインフラであり、近年の経済活動のグローバル化に伴う移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議も租税条約の存在が前提となるため、未締結国との締結促進が急務である。

既存の条約についても、企業が事業活動を行う上で更なる投資交流、配当還流の活発化のため、要改定項目については積極的に改定して頂くことを要望する。

また、租税条約締結国との間において恒久的施設（PE）や移転価格税制の発動、源泉税の取扱い等で顕在化している係争事案があり、今後は更にその数は増加することが予想される。そのため、新規租税条約締結国だけにとどまらず、既存締結国との間においても課税問題解決の枠組みの整備の観点から、対応的調整の実施規定及び仲裁規定を盛り込むことを要望する。

納税環境の整備（税務手続）

1. 納税者権利憲章の整備・税務調査の効率化について

- (1) 平成 23 年税制改正案に織り込まれていた納税者権利憲章を法制化すること、特に以下項目を要望する
 - ・ 納税者の権利利益の明確化及び法制化
 - ・ 国税庁に求められる役割・行動、国税庁の使命と税務職員の行動規範についての策定と法制化
- (2) 重加算税が課される仮装隠ぺい行為の課税要件につき、現行の「法人税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」をより明確化するかたちで法令にて規定すること

平成23年度税制改正案に於いて、納税者権利憲章の制定を行うことが織り込まれていたが、実現に至っていない。平成24年度税制改正にて国税通則法が抜本的に改正され、税務調査の事前通知及び調査終了時の手続きについて法令化がなされたが、納税者の権利利益の保護を図る観点から、上記項目の実現を要望する。

2. 申告手続の整備について

- (1) 法人税法 74 条で規定する確定申告書に添付する、財務省令で定める書類（法人事業概況説明書）については、その作成の費用と効果を勘案して不要と思われる項目は削減すること
- (2) その他確定申告の際の添付要件となっている決算書、会社概況書等の書類について、添付省略を認めるか、一般的に利用されているフォーマットによる電子データ添付を可能とすること等により、別途提出書類なしで申告が完了できるような措置を講ずること
- (3) 親法人が連結申告書を電子申告する場合は、連結子法人による個別帰属額の所轄税務署への提出を省略可能とすること

国税電子申告・納税システム、電子帳簿保存法の適用は、納税者、徴税者双方にとっての事務効率化、コスト削減に繋げることを目的としている。近年、その利用については拡大の方向にあるが、更なる利便性向上のため上記について改善を要望する。

その他法人課税

1. 連結納税制度の見直し及びグループ法人税制の見直し

- (1) 連結子法人株式を売却すること等により、子法人が連結納税グループより離脱する場合には、子法人株式の帳簿価額を修正することとなるが、当該子法人が連結納税グループ加入前の剰余金を有し、当該剰余金を原資として配当を行った場合には、子法人株式売却により二重課税が生じないように、帳簿価額の修正方法を改正すること
- (2) 連結納税制度を適用した一定期間経過後、会社の選択により連結納税取止め（=単体申告へ戻る）を可能とすること
- (3) 連結納税グループから離脱の際の離脱日については「みなし離脱日」を設定すること

連結納税における投資簿価修正は、連結子法人株式を譲渡した場合に発生しうる二重課税を排除するための制度である。しかしながら、子法人が連結納税加入前に稼得した利益積立金から配当を行い、その後当該子法人株式を売却する場合においては、現状の投資簿価修正方法では売却時に課税所得が発生し、二重課税となる場合がある。本来の投資簿価修正の意義を鑑み、このような場合における投資簿価修正方法を改正することを要望する。

連結納税制度適用にあたっては、その実務運用の柔軟性や利便性も重要であるため、連結納税制度適用中止や離脱に関するみなし離脱日と言った新たな制度導入を要望する。

2. 帰属主義導入について

帰属主義導入時においては、外国税額控除適用にあたっての国外所得計算方法を見直すことが想定されるため、以下の点を考慮頂くことを要望する

- (1) 内国法人の外国税額控除（国外所得計算含む）への影響は必要最小限とすること
- (2) 制度設計の際には産業界の意見を汲みいれ、現行実務を極力尊重して頂き、過度な実務負担が生じないような制度とすること
- (3) 制度対応への体制整備のための十分な準備期間を設けること

内国法人が国外所得を計算することと、外国法人が国内所得を計算することはその性質や目的が異なるので、取扱いを同一にするべきではないと考える。そのため、内国法人への影響を最小限とし実務上の障害とならない制度を要望する。

3. 事業税の外形標準課税の見直し

- (1) 外形標準課税の課税標準の計算方法を大幅に簡素化すること
- (2) 住民税均等割、事業所税等他の外形標準課税制度との整理・統合を図り、地方税制度の簡素化を行うこと

現行の外形標準課税は、資本金 1 億円超の大法人のみが対象とされており、全ての法人に対する応益課税という当初の趣旨が歪められている。しかも、課税標準の計算が企業の財務諸表だけでは対応できないほど複雑となっており、対象企業に多大な事務負担を強いている。このような状況を改善するためにも、上記項目実現を要望する。

4. 消費税処理に係る事務負担軽減

資産に係る控除対象外消費税等の損金算入についての損金経理要件を撤廃すること

平成 23 年度税制改正による「95%ルール」撤廃に伴い、仕入税額控除ができない控除対象外消費税等が生じることとなった。資産に係る控除対象外消費税等の損金算入については損金経理要件が課されていることから、実務上も煩雑な処理が必要となり事務負担が増加している。事務負担軽減の観点から損金経理要件の撤廃を要望する。

5. パススルー税制の整備

- (1) 合同会社について一定の要件（一定の要件とは、持分の譲渡制限、構成員の数程度とし、LLCの事業内容、資産規模、資本金の額等は問わないとすること）を満たすものについては、パススルー課税とすること
- (2) 外国の事業体について構成員課税か団体課税のいずれかが適用されるか明確化すること また海外LLCについて所在地国に於いてパススルー課税を受けることを条件として、わが国税法上パススルー課税を選択できるようにすること

現行法人税法は、法人を納税義務者と定めながら、法人を定義していない。故に、米国のリミテッド・ライアビリティー・カンパニー（LLC）等海外の事業体がわが国に於いて納税義務者となるか、法令上明確化されていない。また、現行法人税法は、現存する任意組合、匿名組合についてすら、その取扱いを通達に委ねており、斯かる立法上の不備がわが国に於けるパススルー事業体の普及を妨げる一因となっている。

民法組合の特例として日本版LLP（有限責任事業組合）制度が創設され、更に会社法の施行により日本版LLC（合同会社）が創設されたが、現行税制下、法人格を有すれば法人税の対象とするとの原則に則った運用がなされている。新会社形態創設の立法趣旨を考慮し、現行税制に於ける同原則を見直し、外国事業体の取扱いも含めた本格的パススルー税制の整備が望まれる。ついては、パススルー税制を整備し、所要の措置を講じることを要望する。

また、平成 17 年 8 月より施行された日本版 LLP についても、LLP の設立時及び追加出資時の現物出資に対する課税繰延や、LLP を解散して株式会社を設立する場合に、LLP 財産の現物出資の課税繰延が可能な税制の整備を要望する。

6. 減価償却に於ける損金経理要件の見直し

減価償却費の損金経理要件は撤廃し、償却限度額までの範囲で減額調整可能とすること

減価償却費の損金算入金額は償却費として損金経理した金額の内、償却限度額に達するまでの金額となっている。損金経理金額が償却限度額を下回る場合に於ける償却不足額の減算調整が認められていないため、償却限度額までの範囲での減額調整を可能とすることを要望する。

7. 役員賞与損金算入要件の撤廃

役員給与については、役員に対し所得税が課税されていること等に鑑み、過大役員給与及び仮装経理等による給与を除き原則損金算入可能とすること 例え特定同族会社（資本金 1 億円以上の一定の同族会社）以外については、既存の役員賞与損金算入要件（定期同額、事前確定届出、利益連動）を撤廃すること

役員給与の一部について損金算入が可能となっているが、損金算入要件が複雑であり、その手続きも煩雑であることから、会社法に基づき適法に職務執行の対価として支給されている限りに於いては、原則損金算入を認めるべきである。

8. 当初申告要件

租税特別措置法の規定について、法人税法と同様に当初申告要件を撤廃すること

9. 認定輸出者自己証明制度に係る登録免許税課税の撤廃

経済連携協定が有効に活用される環境を整え、わが国全体として享受する経済効果の最大化を図るため、認定輸出者自己証明制度に係る登録免許税課税を早期に撤廃すること

平成 21 年 9 月にスイスとの経済連携協定発効を受けて施行された原産地証明法改正法に於いては、認定輸出者の認定を受けた者に対して登録免許税が課税されることとなっている。原産地証明書の自己発行は発給手続を簡素化する世界的な流れに沿ったものであり、当会としても導入を強く働きかけてきたが、諸外国ではこのような課税は行われておらず、これはわが国が貿易立国として遂行する政策と矛盾するものと考えられる。

10. 復興特別所得税の還付処理事務簡素化

復興特別所得税を所得税とみなし、法人税額から控除可能とする制度に変更すること

現在の復興特別所得税については復興特別法人税からのみ、税額控除が可能となっている。復興特別法人税は平成27年3月31日までが課税期間となっている一方、復興特別所得税については平成49年12月31日までの課税期間となっている。

平成27年3月31日以降（復興特別法人税の課税期間年度後）、復興特別所得税額の還付を受けるためには復興特別法人税の法人税額をゼロとして各事業年度毎に還付申請を行う必要があり、申告事務に携わる当局側、納税者側共に事務手間を要する。

事務簡素化の観点から、復興特別所得税を所得税とみなし、法人税額から控除できるような制度に変更することを要望する。

11. 自社株を対価とした事業再編に係る株式譲渡益課税繰延

自社株を対価とした株式買収に関し、応募株主（法人・個人）について株式譲渡益・譲渡所得の課税の繰延措置を講ずること

事業再編のスキームの一つに自社株を対価とした株式買収があるが、対象会社株主が課税されることを理由に自社株対価子会社化に応じないケースがある。応募株主側の課税の繰延措置を講ずることで、その利用促進を図ると共に事業再編スキームの利便性を図ることを要望する。

12. 海外投資等損失引当金の期限延長

平成25年度で期限切れとなる海外投資等損失準備金制度について期限を延長すること

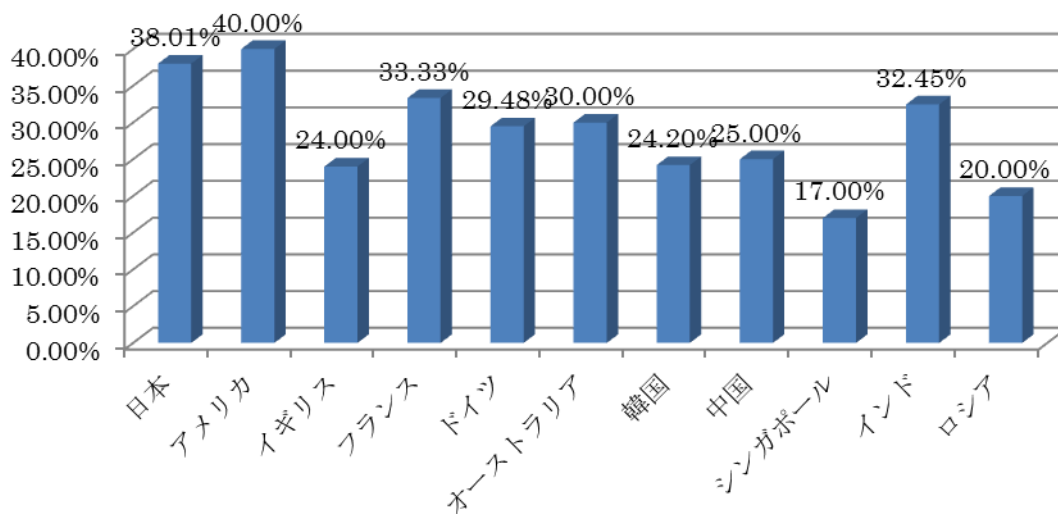
平成25年度で期限切れとなる当制度について引き続き期限延長を要望する。

13. 投資促進税制の導入

新規事業投融資（例：ベンチャーキャピタル投資）や事業の分離・統合を推進するための投融資促進税制を導入すること

投資活動が活発化し、それにより経済の活性化が期待されることから、上記税制の導入を要望する。

参考資料1 : 各国の実効税率



(KPMGインターナショナル「2012年世界法人税・間接税調査の結果について」を参考に作成)

※ イギリスは2015年より法人税率を20.00%に引き下げ予定。

以上